

# 参 考 资 料

## ＝消費者の不安・不信が市場の縮小をもたらす＝

(参考資料1)

### (1) 冷凍餃子中毒事件の影響

1月末に冷凍餃子による中毒事件の発生後、  
消費者が、餃子や冷凍調理食品を買い控える  
傾向が4月に入っても続いている。

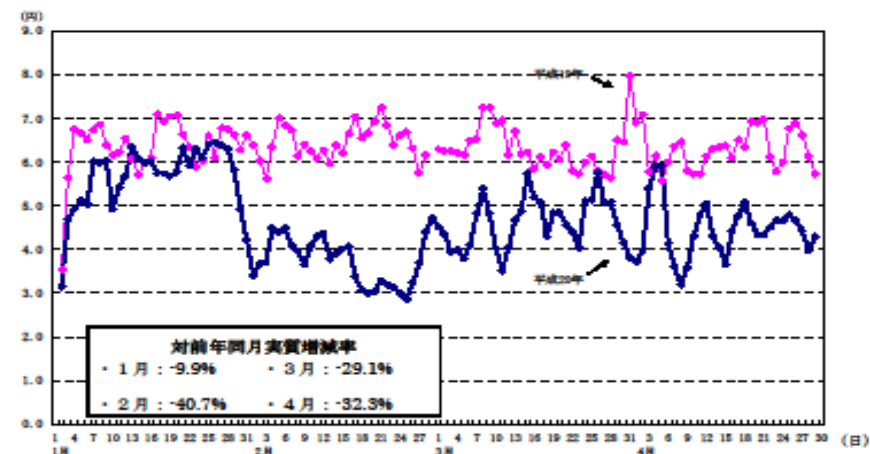
<家計消費支出(前年同期比)>

	ぎょうざ(冷凍品は別)	冷凍調理食品
2月	40.7%減	30.0%減
3月	29.1%減	27.0%減
4月	32.1%減	26.9%減

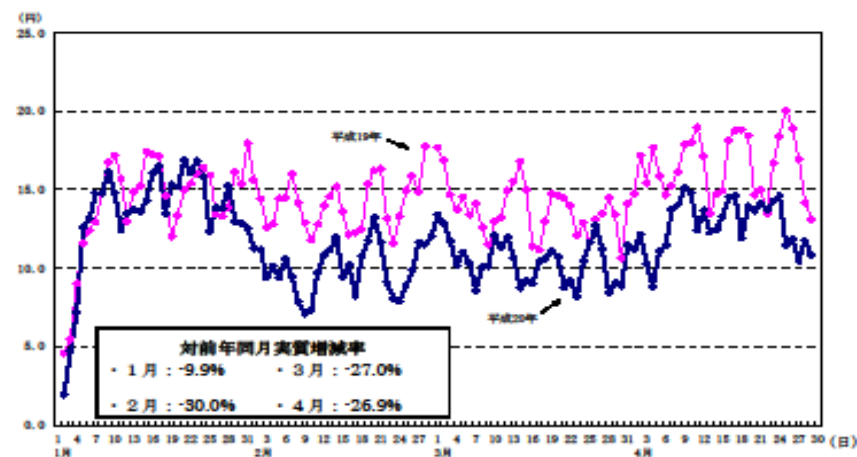
(備考) 総務省「家計調査」二人以上世帯

中国産冷凍ぎょうざが原因と疑われる健康被害の発生が  
消費者の購入行動に影響したとみられる主な品目の動き

#### 1 ぎょうざの支出金額の推移

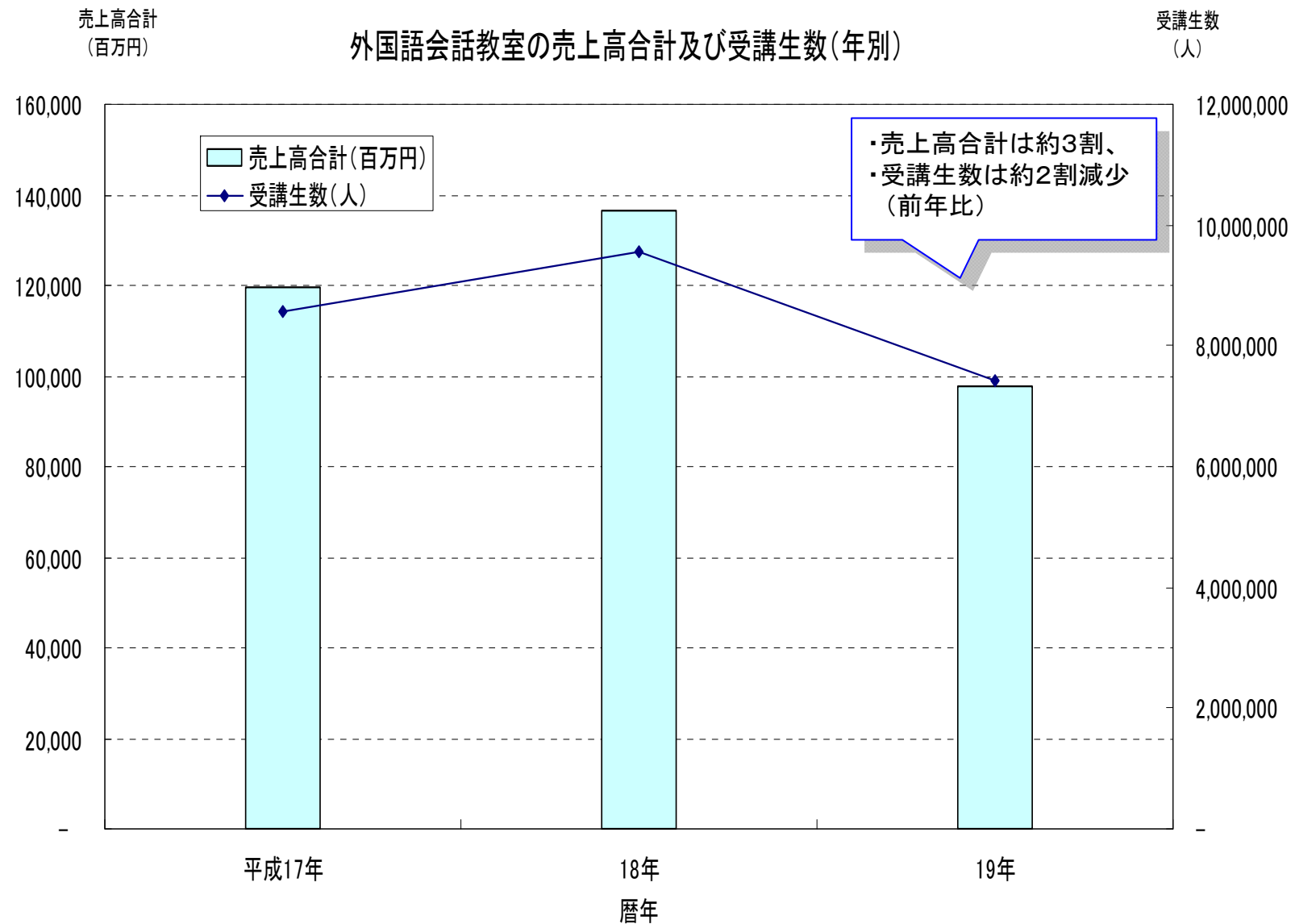


#### 2 冷凍調理食品の支出金額の推移



(注) 1. 1の「ぎょうざ」とは、焼きぎょうざ、蒸しぎょうざ、水ぎょうざ、揚げぎょうざのほか、生も含む。ただし、冷凍品は「冷凍調理食品」に含まれている。  
2. 支出金額は、3日移動平均値である。

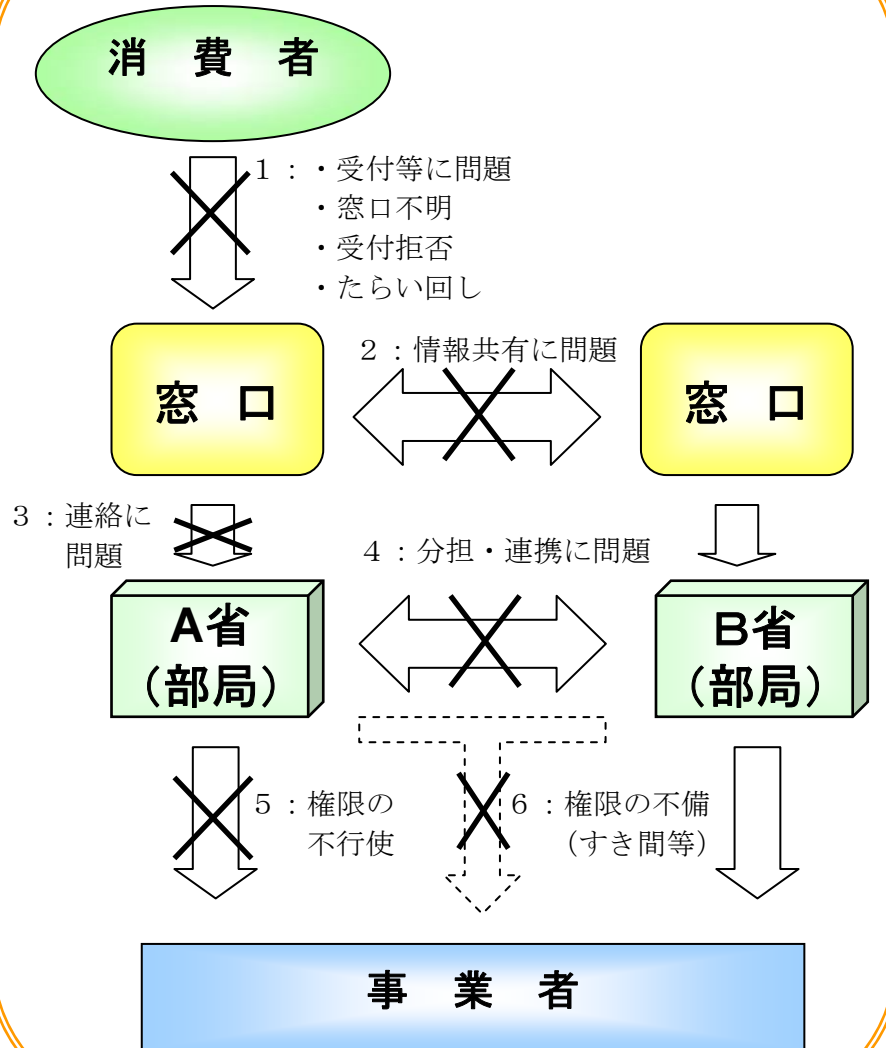
## (2)NOVA事件の影響



※経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」(平成20年1月)より作成

～ これまでの消費者行政の問題点と新組織の創設を通じた対応の方向 ～ (参考資料2)

これまでの消費者行政の体制・対応の問題点



新組織の創設を通じた対応の方向

1. **一元的な相談窓口の設置**
2. 3. **情報の一元化**
4. 5. **消費者に身近な問題を取り扱う法律を幅広く所管・共管**
6. **新法の立案等(一般法、すき間事案への対応、被害救済等)**
1. ~6. **強力な総合調整権限、勧告権の付与**

## 主な消費者問題と今後の対応の方向

(参考資料3)

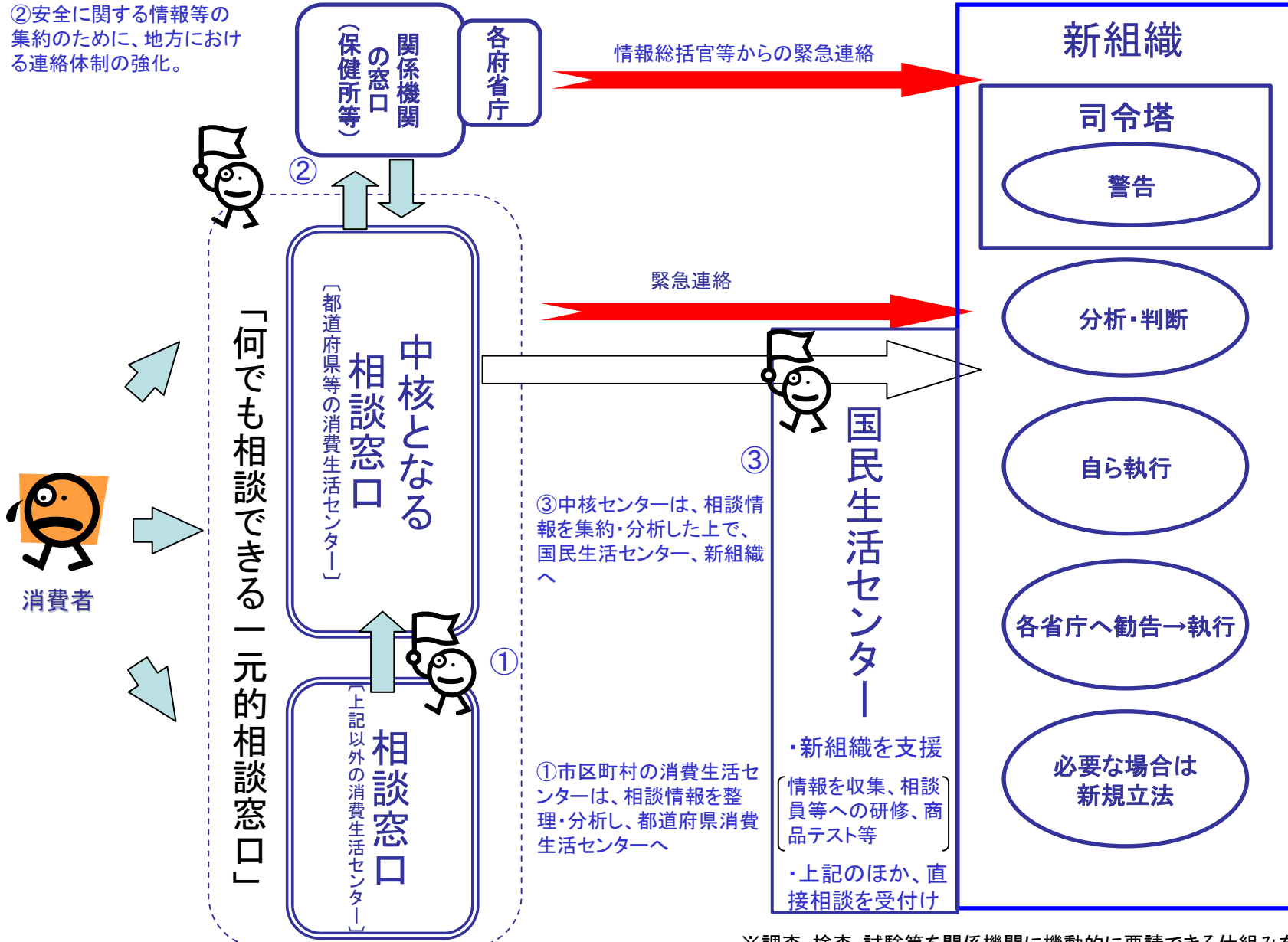
主な事件のあらまし	今後の対応の方向
<p><b>【中国産冷凍ギョウザ事件】</b></p> <p>○中国から輸入された冷凍ギョウザを摂食した者が有機リン中毒を発症した事例</p>	<p>① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り</p> <p>② 事業者からの報告、公表制度の整備</p> <p>③ 行政の早急な対応を可能にする仕組み作り（法整備を含め）</p>
<p><b>【こんにやく入りゼリー事故】</b></p> <p>○一口サイズのいわゆる「ミニカップ」に入ったこんにやく入りゼリーが、その大きさや形状、硬さにより窒息事故を引き起こした事例</p>	<p>① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り</p> <p>② 事業者からの報告、公表制度の整備</p> <p>③ すき間をなくすための法整備</p>
<p><b>【おもちゃ回収事例】</b></p> <p>○中国製のおもちゃにつき、米国の業界基準値を超える鉛が含まれていたとして、輸入業者により自主回収が行われた事例（具体的な被害については不明）</p>	<p>① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り</p> <p>② 事業者からの報告、公表制度の整備</p> <p>③ すき間をなくすための法整備。複雑な法律の是正（食品衛生法の対象範囲の拡大、規格基準の強化については、食品衛生法施行規則、告示の改正により対応済み）</p>
<p><b>【ガス機器一酸化炭素中毒事故】</b></p> <p>○ガス瞬間湯沸かし器につき、安全装置の不正改造等を原因とする一酸化炭素中毒事故が複数発生したが、長期間にわたり適切な対応がなされなかった事例</p>	<p>① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り</p> <p>② 事業者の報告義務の強化・徹底</p> <p>③ 早急な原因究明を確実にを行うシステム作り</p> <p>④ 消費者等が行政をチェックする仕組み作り</p>
<p><b>【プール事故】</b></p> <p>○児童がプールの排水口に引き込まれて死亡した事故。約40年間に60名近い者が同種の事故で死亡</p>	<p>① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り</p> <p>② 事業者からの報告、公表制度の整備</p> <p>③ すき間をなくすための法整備</p> <p>④ 行政が民間委託を行う際の適切な監督等の実施</p>

<p><b>【NOVA事件】</b></p> <p>○英会話教室である同社の解約時の清算方法については、消費者から苦情・相談が多く寄せられていたところ、最高裁で同社の敗訴が確定し、清算方法を変更するに至るまで、多数の被害者が発生した事件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一元的な情報集約、被害情報の早期発信のシステム作り</li> <li>② 行政の早急な対応を可能にする仕組み作り（法整備を含め）</li> <li>③ 消費者等が行政をチェックする仕組み作り</li> <li>④ 不公正取引に関する申出制度の整備</li> </ul>
<p><b>【悪質住宅リフォーム問題】</b></p> <p>○住宅リフォームについて、十分な判断ができない消費者等を対象に、不要な工事を実施した上で、高額な工事代金を支払わせる事例や、一人の消費者に次から次へと契約させる事例等が発生している問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一元的な情報集約、被害情報の早期発信のシステム作り</li> <li>② すき間をなくすための法整備</li> <li>③ 適切な法執行の徹底</li> <li>④ 不公正取引に関する申出制度の整備</li> </ul>
<p><b>【和牛預託商法問題】</b></p> <p>○和牛預託商法とは、和牛の飼育から得られた利益を配当するとして、和牛の持分権を購入させる商法。オーナーは所有する和牛を実際に目にする必要がないことから、飼育の実態を伴わない詐欺的な取引が行われるようになり、多数の契約者が被害にあった問題。その後、1997年に規制対象となった後も、飼育の実態を伴わない経営を続けていた一部業者に対する監督が適切に行われず、処分に時間がかかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費者等が行政をチェックする仕組み作り</li> <li>② 取締機関との連携</li> <li>③ 不公正取引に関する申出制度の整備 （業法による規制については、当該商法は、特定商品預託法施行令の改正により手当て済み）</li> </ul>
<p><b>【L &amp; G（円天）事件】</b></p> <p>○「円天」と呼ばれる電子マネー形式の擬似通貨や高額配当と引き換えに、協力金名目の出資金を集めるという一種のマルチ商法（ねずみ講）による詐欺的事件。2007年に出資法違反容疑で強制捜査を受け、その後破たん</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締機関との連携</li> <li>② 不公正取引に関する申出制度の整備 （業法による規制については、当該商法は、金融商品取引法の制定により手当て済み）</li> </ul>

# 一元窓口と新組織との関係

(参考資料4)

②安全に関する情報等の集約のために、地方における連絡体制の強化。



※調査・検査・試験等を関係機関に機動的に要請できる仕組みを構築する。

# 都道府県等の消費者行政の現状

## 1. 消費者行政関係予算・職員数

厳しい財政事情を反映して消費者行政関係予算並びに、全体の職員数は減少傾向にある。

### (1) 消費者行政関係予算の推移

(単位:百万円)

区分 年度	都道府県	政令指定都市	その他の 市町村	合 計
				(うち都道府県・政令指定都市の予算 における「消費生活協同組合助成費」)
10	9,971	1,714	4,693	16,379(2,946)
14	7,962	1,709	5,327	14,999(1,295)
18	5,158	1,644	4,803	11,605(501)
19	4,606	1,403	4,820	10,830(317)

(注)1. 「その他の市町村」には、東京都の特別区を含む。  
2. 平成19年度は当初予算額

(参考)平成16年度まで、内閣府(旧経済企画庁)から地方消費者行政の推進費等の生活情報体制整備等交付金(昭和60年度創設。平成10年度交付額:343百万円、平成14年交付額:745百万円)が交付されていたが、平成17年度に廃止となった。

### (2) 消費者行政担当職員数(都道府県及び市区町村)の推移

(単位:人)

年 度	事務職員	消費生活相談員	商品テスト職員	合 計
10	10,172	2,383	213	12,768
14	10,397	3,081	186	13,664
18	7,113	3,732	112	10,957
19	6,572	3,539	101	10,212

(注)各年度とも4月1日現在で、「消費者行政本課」及び「消費生活センター」に配属されている職員数(他業務との兼務職員等を含む)。

## 2. 消費生活センターの設置状況

消費生活センターは、人口規模の比較的大きい市を中心として整備が進んでいる。

(消費生活センター設置数の経年推移)

年 度	都道府県立	市町村立				合計
		政令指定都市	その他の市区	町	計	
10	161	14	224	8	246	407
17	165	20	326	13	359	524
18	152	22	342	15	379	531
19	148	24	350	16	390	538

(注)各年度とも4月1日現在。ここでは、便宜上、相談業務を週4日以上行っているものを「消費生活センター」として計上している。



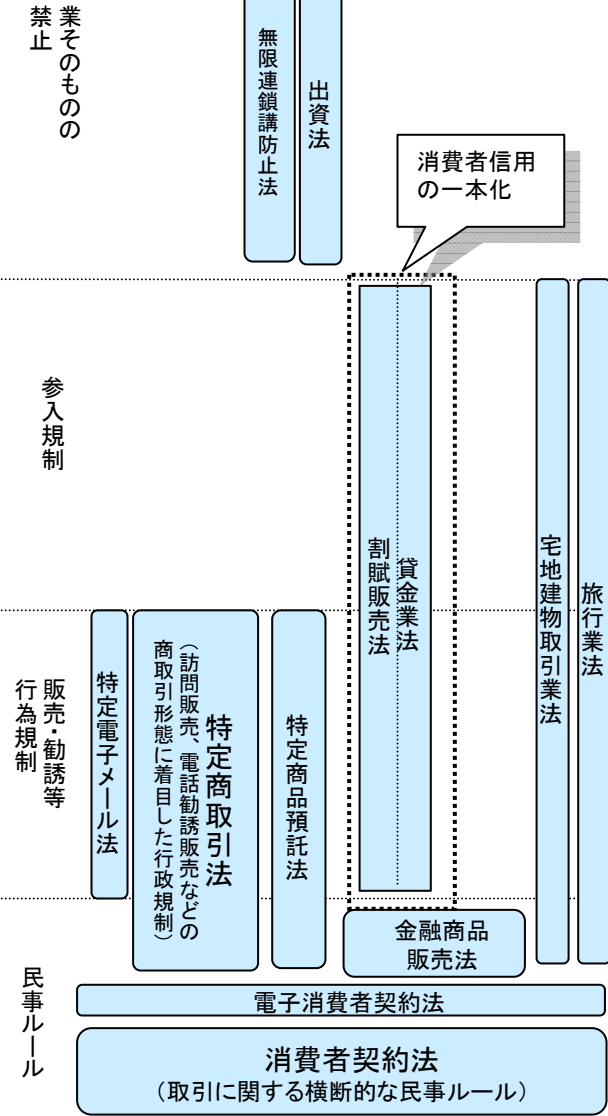
## 新組織の形態に関する論点整理

	内閣府に置く独立官庁型(消費者庁)	行政委員会型
原則1 消費者にとって便利で分かりやすい	○一元的窓口や、情報収集、発信の一元化を行うのにふさわしい組織	○同左
原則2 消費者がメリットを十分実感できる		
対象分野(経済取引、安全、表示等)	○消費者問題全般(経済取引、安全、表示等)をカバーすることができる	○同左(公正取引委員会型では、取引分野のみ対象)
基本政策の企画・立案	○消費者基本法など基本政策を担当	○消費者基本法など基本政策の企画・立案を担当するのは困難
総合調整	○各省施策の総合調整は可能	○総合調整権限を持つことは困難
勧告	○担当大臣が、各省大臣へ勧告可能	○一般に、各省大臣への勧告権限はない
原則3 迅速な対応(緊急時の司令塔)	○担当大臣、長官の明確な責任体制 ○緊急時に迅速な対応	○合議制組織であり、責任の明確性や迅速性に課題がある
原則4 専門性の確保	○民間採用や他省庁からの人材活用など、消費者行政に関する幅広い専門性の確保・育成が可能	○左に加え、独立性が強いことから、科学的知見に基づく客観的評価がより可能
原則5 透明性の確保	○「消費者政策委員会」的なものの活用により、消費者の意見を反映できる	○委員会に消費者委員を入れれば、消費者の意見を反映しやすい
原則6 効率性の確保	○新たに大規模な執行組織を作るのは、非現実的、組織肥大化の批判 ○執行業務の多くについて、地方自治体への権限委譲、委任や、他省庁の出先への委任 → 地方分権との両立 ○最低限の自前の執行組織は必要 → 国民生活センターの活用等も検討	○同左

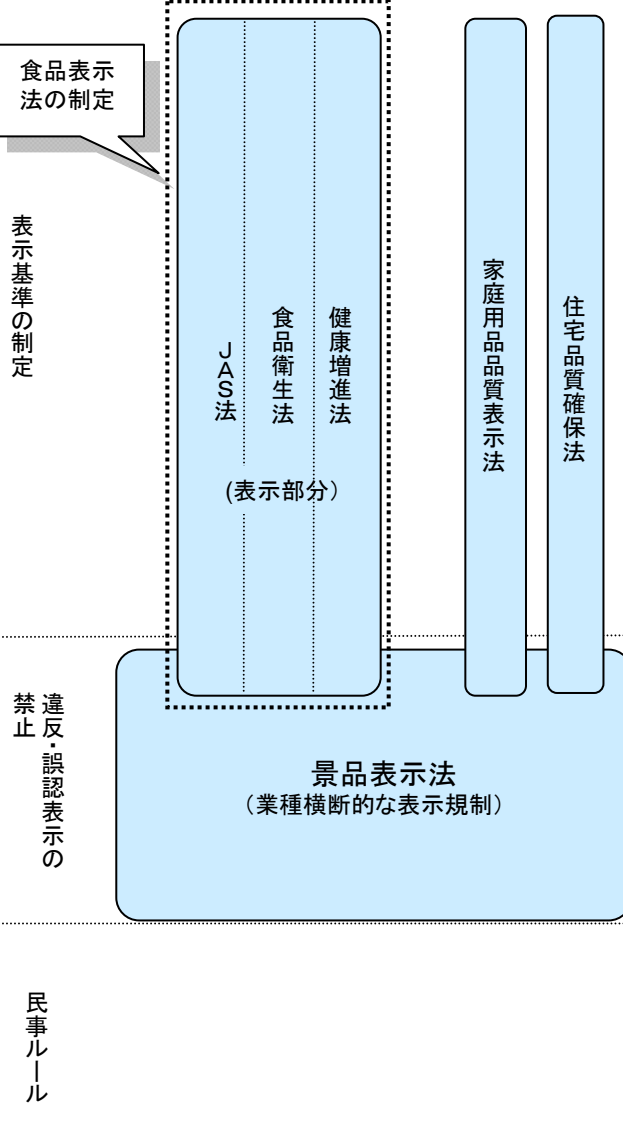
# 消費者庁が所管する法律の体系

(参考資料7)

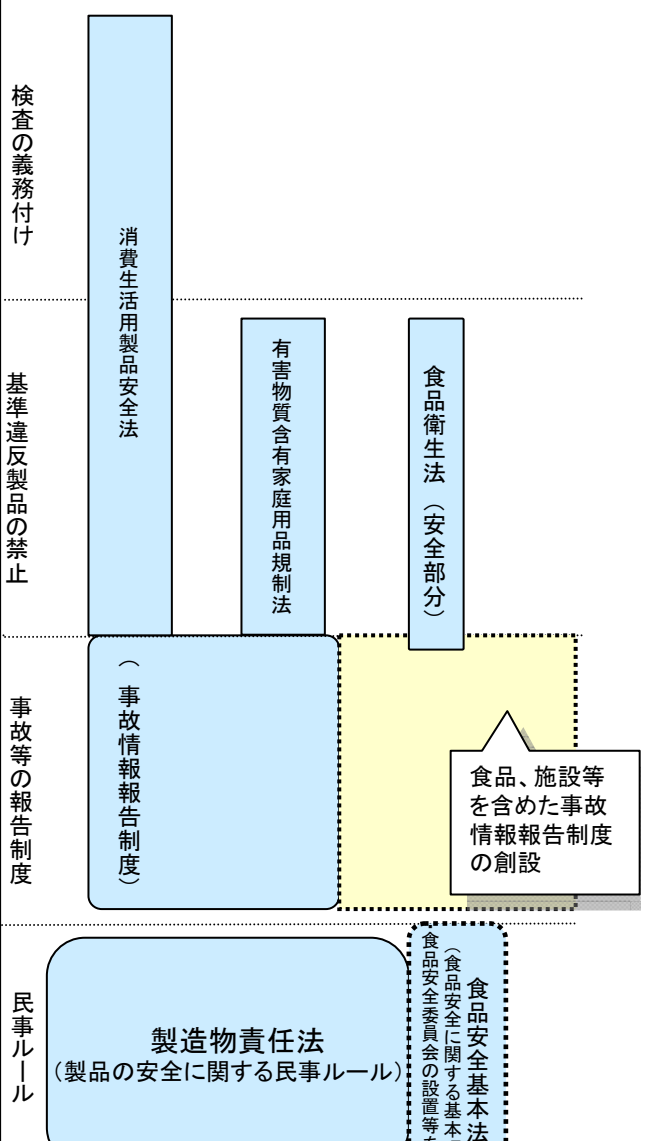
## <取引>



## <表示>



## <安全>



(金融)

(取引)

(食品)

(製品等)

(住宅)

(製品等)

(食品)

(施設)(自動車等)

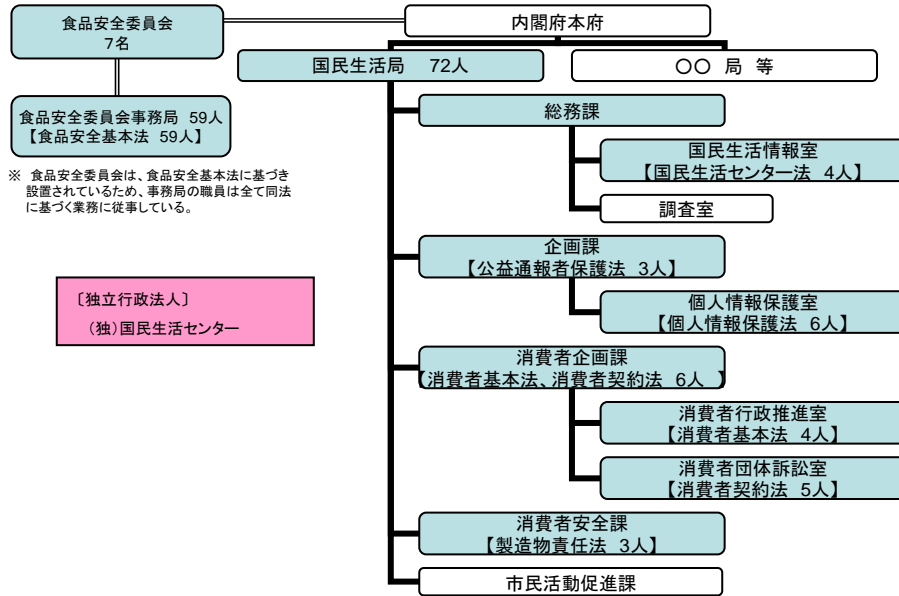
(注1) 上記法律には、共管や消費者庁が協議を受けるものを含む。

(注2) 上記以外に消費者や生活者が主役となる社会の構築、物価行政に関する法律を所管する。

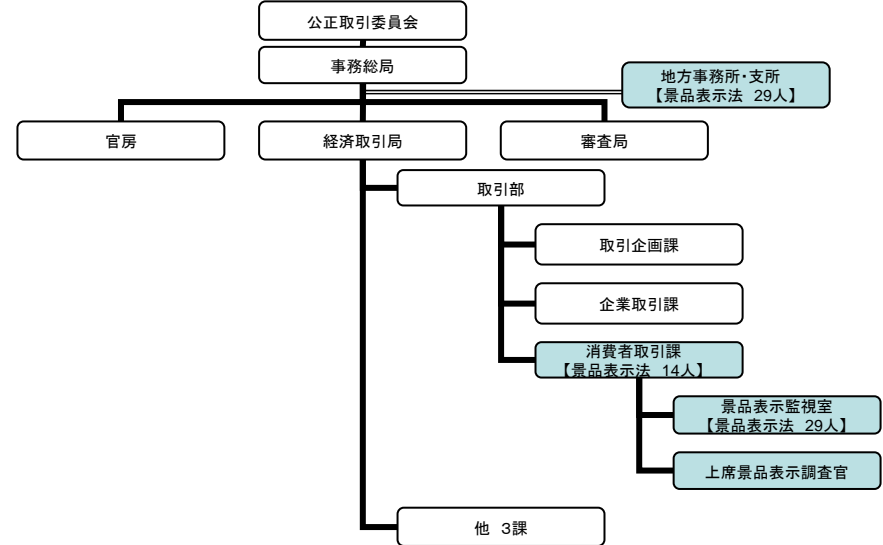
# 主な消費者関連法担当部局

\* 主に、第3及び第4回消費者行政推進会議ワーキング・グループにおいてヒアリングを行った法（参考資料8）律を説明した府省庁の担当部局及び人員配置について掲載。

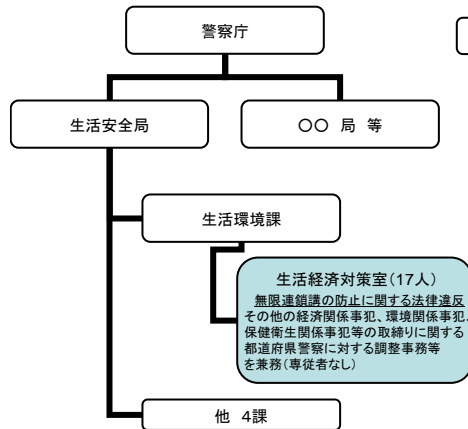
\* 人数については、他法律の業務を兼務している者を含む。



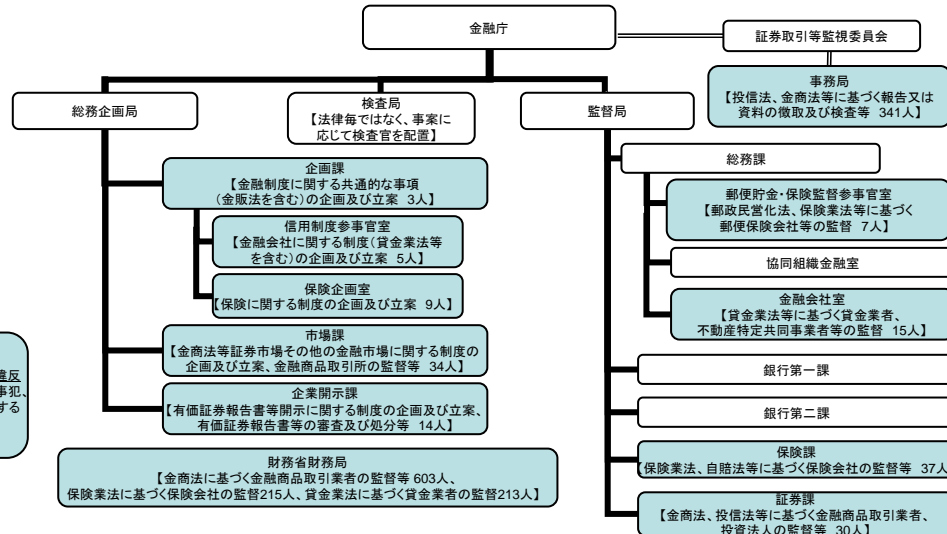
# 公正取引委員会



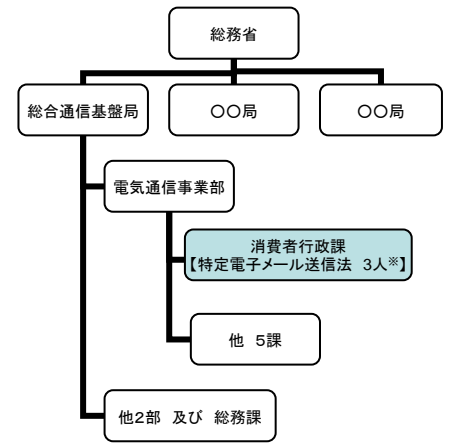
# 警察庁



# 金融庁



# 総務省

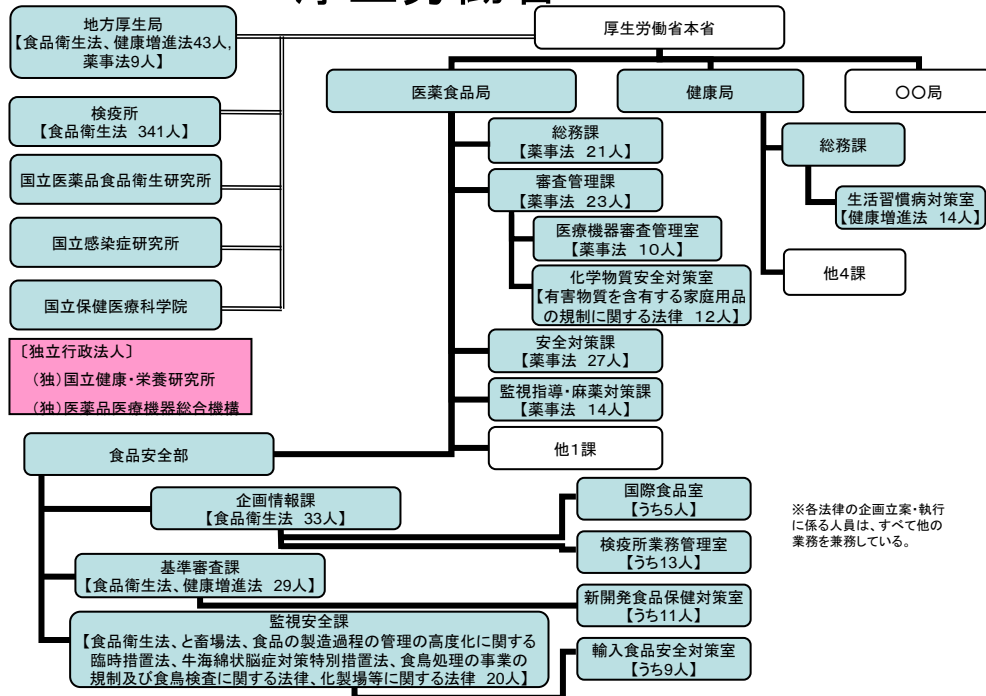


※ 他法律と兼務

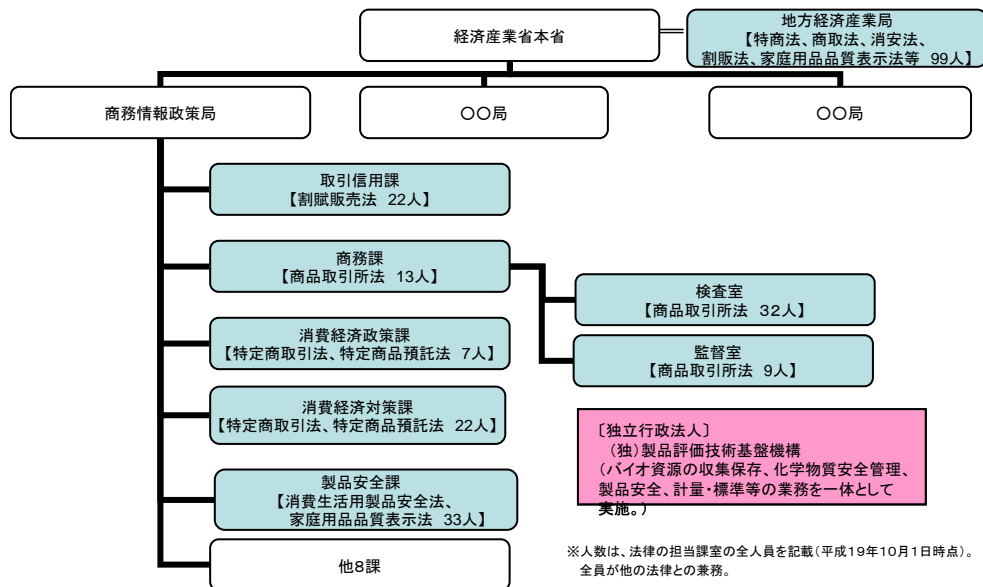
※1 金融庁・財務局において当該法律の企画立案・執行に携わっている者の中には、他の法律を併せて担当している者が含まれている。

※2 財務局において金商法・保険業法・貸金業法を執行している者の間での計数の重複がある。

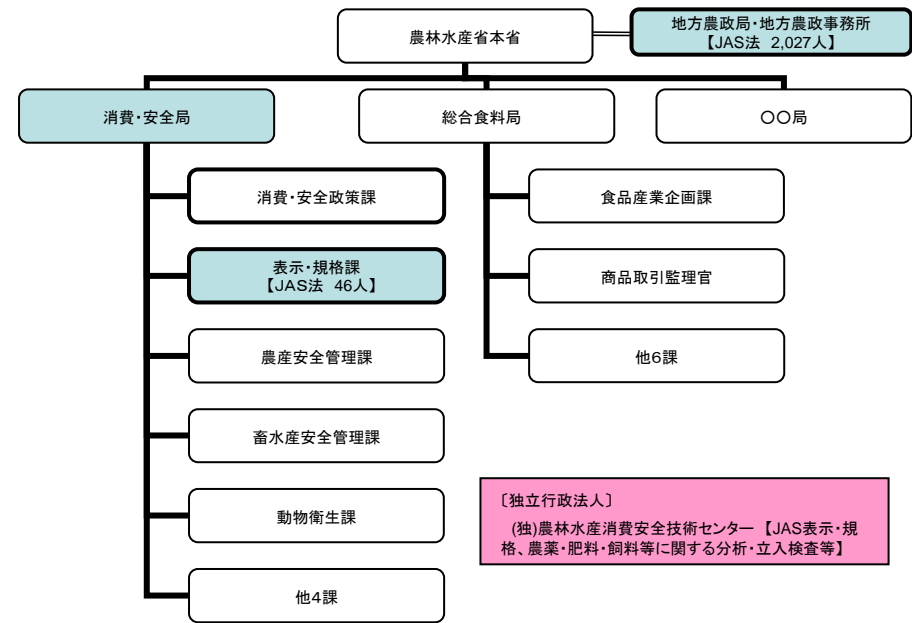
# 厚生労働省



# 経済産業省



# 農林水産省



# 国土交通省

